

第 345 回

広島県内水面漁場管理委員会議事録

(委員会開催日 令和4年3月8日)

第345回広島県内水面漁場管理委員会議事録

1 開催日時及び場所

日 時 令和4年3月8日(火) 午後2時2分～午後3時7分

場 所 広島県内水面漁場管理委員会委員室
(広島市中区基町10-52)

2 開催告示月日及び招集者

告示月日 令和4年2月22日(火)

招 集 者 広島県内水面漁場管理委員会 会長 辻 駒 健 二

3 出席者

委員(7人) 辻駒健二, 河合幸一郎, 飯尾協, 小池勝, 箕野博司, 中尾文治, 宮林豊

| | | | |
|-------|-----------------|-----|--------|
| 県(6人) | 農 林 水 産 局 水 産 課 | 課 長 | 木村 淳 |
| | 〃 | 主 査 | 小川 憲太 |
| | 〃 | 主 査 | 御堂岡 慎吾 |
| | 西部農林水産事務所水産課 | 課 長 | 廣中 孝一 |
| | 西部農林水産事務所水産第二課 | 課 長 | 竹本 広司 |
| | 東部農林水産事務所水産課 | 課 長 | 横山 憲之 |

事務局(3人) 山根次長, 中林主査, 友井技師

4 傍聴人(利害関係者等)

なし

5 議題及び報告結果

(1) 付議事項

第10号議案 令和4年における増殖目標量(三篠川漁業協同組合)の委員会指示について

(結 果) 原案のとおり承認された。

第11号議案 令和5年度内水面漁業権の免許方針について

(結 果) 原案のとおり承認された。

(2) その他

6 議事の経過

午後2時2分、事務局の山根次長が第345回広島県内水面漁場管理委員会の開会を宣言し、委員総数10名に対し出席委員は7名で、本委員会が成立していることを報告した。

続いて、会長あいさつの後、議事録署名者に小池委員と河合委員を指名し、議事に入った。

【第10号議案 令和4年における増殖目標量（三篠川漁業協同組合）の委員会指示について】

議長 それでは議事に入ります。第10号議案「令和4年における増殖目標量（三篠川漁業協同組合）の委員会指示について」を上程します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

山根次長 （提案の理由及び根拠規定を説明した。）

御堂岡主査 （資料1-1により、三篠川漁協での協議結果・復旧工事の状況、県が算出した増殖の基準量等について説明した。）

友井技師 （資料1-2, 3により、増殖目標量の委員会指示（案）の内容について説明した。）

議長 ただいまの説明について、委員の皆様、御意見、御質問はございませんか。

河合委員 資料1-1の環境収容力把握調査票の下小さい表のところ、4番の第4項のところ、早瀬が0になっているのは、工事の影響で放流してもほとんどあゆの成長として機能しないということで0としているのはわかるが、10番の栄堂川の早瀬0というのはあり得ない、この区間は早瀬があってもあゆの成長に寄与しないあまりに浅いか沈み石になっているとか、調査区間10番をどのように計算して算出したのか教えて欲しい。というのが栄堂川を良く知っているのです。栄堂川の本流に入るあたりに確か早瀬があったように記憶している。

御堂岡主査 平成21年調査になるためデータが手元にないので確認して回答する。

河合委員 7番の河津川に結構早瀬がある、流水面積が川の完全流路の倍くらいあると考えると栄堂川の方が面積は4倍近くあるのに0はおかしい。もしかしたら浅い浅い瀬で平時の水が少ないため、あゆが住める早瀬としては適しないため早瀬があったとしても0としている可能性はあるが。

早瀬が多いとなったら計算変わってきますよね。確認した方が良いかと。

御堂岡主査 確認します。

議長 なかなか川の状況は河合委員のように分からないところがある。

河合委員 実は栄堂川で新種を見つけて、広島の種類で綺麗な種なのでアキツクレンテンと名付けたのでよく覚えている。綺麗ないい川でいっぱい支流も入っているが、河床がすごく堰とかばっかりで、かなり人工的なため淵は機能するがアユが住める早瀬としては機能していないと判断された可能性はある。

議長 ここは災害復旧工事の他、川幅を広げる工事をしており用地交渉がかなり遅れて

いるという話も聞いた。水量が少ないところで川幅が広がったことでアユに更に悪影響があるかもしれない。川の中に川を作るようにやっけていかないと。淵は淵，早瀬は早瀬というように漁業権があるところには管理しているところがどのような計画をもって工事をしているか確認する必要がある。

河合委員 工区3の写真を見ると濁水がなくてもあまりいい瀬に見えない，ある程度深さがないと良い苔が生えない。ちゃんとメリハリのある淵があって瀬が必要だがこの写真を見ると真っ平な感じ。

議長 沼田川の組合長に聞いたが，浚渫してもそれを持って行くところが無いから淵を埋めている。これでは魚はいなくなる。処々の淵が無くなったとぼやいてられた。川幅広げるのはいいが，川の中に川を作っけていくように造成しないといいことにならないと思う。

木村課長 工事の内容については，県の工事ですので，建設事務所の方に確認したい。栄堂川について10年前位の調査結果なので，振り返りが不十分な点がございませう，併せて確認したい。

議長 河川管理者の方も治水利水だけではなく，三篠川には漁協もあっけてアユを放流しているのせう，放流したアユがそこに居付くような川づくりにしないといいことにならないと思ひます。

議長 他に，御意見，御質問はありませうか。ないようせうので，第10号議案については，原案のとおり指示することによろしいでせうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということせうので，第10号議案「令和4年における増殖目標量（三篠川漁業協同組合）の委員会指示について」は，原案のとおり指示をすることに決定します。

【第11号議案 令和5年度内水面漁業権の免許方針について】

議長 それでは次に移ります。協議事項第11号議案「令和5年度における内水面漁業権の免許方針について」を上程します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

山根次長 （提案の理由を説明した。）

御堂岡主査 （資料2-1，2-2，により令和5年度にむけた漁業権免許方針について改正箇所を中心に説明した。）

議長 ただいまの説明について，委員の皆様，御意見，御質問をお願いします。

宮林委員 表のところ，利害関係人の意見を聞くとあるが，どのようなイメージか。内水面漁場計画（案）と（素案）との違いは。

御堂岡主査 基本的に利害関係人から，特段の意見がなければ素案がとれて案になります。

宮林委員 県が例えばパブリックコメントのように意見を募集して、委員会には知事が修正して案として示す。

御堂岡主査 そうです。

飯尾委員 利害関係人の意見聴取は具体的に何をするのか。

御堂岡主査 具体的な事例というのが、海面含め先行事例でも具体的な意見がなかったのですが利害関係人というのは、漁業をする者、漁業をやりたい者、あとは船舶など水面を利用する利害関係のある者。

飯尾委員 そういった者からの意見聴取は前からあったように思うが。

山根次長 具体的なやり方でやったのは海面ですが、HPに案を載せてそれについて意見を求める方法です。

宮林委員 誰でも言える感じなのか。

山根次長 あくまで利害関係人なので、その漁場計画を受けて利益や被害を被る人が自分で説明して書いた上で意見を言っていて、限定はされている。

宮林委員 近所に住んでいるからとか。

飯尾委員 無関係人の意見は無視する。

山根次長 あくまで利害関係人の意見をうける。全て受け付ける訳ではありません。

議 長 漁業権免許は10年だが漁協の立場で言うと、組合員や遊漁者から行徳料、遊漁料を貰って増殖保護をしている。昨年8月の豪雨災害にあっても農地や道路などは激甚災で直す、田んぼに表土が入っても、表土をとってから直す。

だが、漁業権のある川に砂が入ったら魚は成長しない、漁場計画をたてるよう言われているが工事に関する揉め事は多い。発注者ではなく施工者との喧嘩をすることになる。当事者は知らぬ顔だ、今日の二時からの委員会前に話してきたが、ピシヤっとしないといけない。漁業権を持っている者と相談がない。

同じ日本でも高知県に理事と行ったが、道路から川に降りる道がついて、四駆で降りてキャンプする。

広島は川に四駆が降りれるような道がない。猪や鹿の鳥獣対策で金網が張られ川に降りれない。

川があっても魚が住める川にしていきたい。

議 長 他に、御意見、御質問はありませんか。ないようですので、第11号議案については、原案のとおり承認することによろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 異議なしということですので、第11号議案「令和5年度における内水面漁業権の免許方針について」は、原案のとおり承認します。

議 長 続いてその他に移ります。

議 長 委員の皆様、御意見、御質問はございませんか。

議長 それでは、県、事務局からは何かありますか。

飯尾委員 その他という事で、八谷委員の帝釈峡漁協が東部アユセンターで中間育成事業を行っている。県の生産するアユの半分をここで生産している。そこが国定公園の中にあるため、県が管理委託を受ける遊歩道が崩れ使えなくなっている。今年、中間育成を中断せざるを得ない状況にある。アユという中核魚種の増殖体制が崩れた状況にある。県の施策では栽培漁業の中核を担っている。そこがダメになったという事は、いままで進めてきた方向が崩れている。それを補完する施策を検討していただきたい。この委員会で内水面漁業振興計画を作りましょうというのが折に触れ取り上げられているが、とりあげる一つの大きなテーマであると考え。振興計画で是非取り上げていただきたい。そんな中、海面で作ったアユ生産に2年前から取り組んでいる。これが正解かは分からないが、こういった新たな取組もおこなっている。将来に向けた振興施策、漁業調整とは異なりますが、その他ということで発言させていただいた。内水面振興計画を大きな柱の一つとし、お知恵をお借りしたいしご助力もいただきたい。

山根次長 次回の委員会は4、5月の開催を予定しております。よろしくお願いたします。

河合委員 資料1-1の2ページ目に戻るが、工事が完了してもこのような河川状況では、物理的には可能であっても、コケの生産が間に合わない、700kg放しても棲息できる川ではない。災害復旧の工事が終わった後で、もともとの川の流量をシュミレートしていただいて、淵だけでも深く復元してもらって、淵がちゃんとできれば水位が上がった時に瀬が自然にできるので。

河川の整備計画の委員をしていますが100年に1つ1000年に1つの確率の洪水にも大丈夫な断面を確保するしかない。

生態系を戻す、できれば淵や瀬、早瀬の浮石がないと、川底の面積当たりのコケが生える表面が桁違いに減ってしまう、見た目水がきれいでもアユは住めない。結局群れアユばかりになっちゃう。自分が大きくなれるだけのコケがないとなわばり持たないで群れアユになる悪循環ですよね。

そういうことにならないようなんとか出来ないかなと、難しい問題かもしれないが、取組まないと。これからは災害はあるかもしれないが、人命、財産優先で全部あきらめてしまうのは怖い感じがする。中四国ブロックなどの機会に声を上げて国交省、水産庁に動いてもらって。

議長 わかりました。

議長 それではこれもちまして、第345回広島県内水面漁場管理委員会を終了します。ありがとうございました。

(午後3時07分 閉会)